

南魚沼市監査委員告示第1号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成24年2月10日

南魚沼市監査委員 廣井正一

南魚沼市監査委員 腰越晃

南魚監 第102号  
平成24年 2月 7日

南魚沼市長 井口一郎様  
南魚沼市議会議長 阿部久夫様  
南魚沼市教育委員会委員長 角谷正雄様

南魚沼市監査委員 廣井正一  
南魚沼市監査委員 腰越晃

平成23年度定期及び行政監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告する。

## 記

### 1 監査の対象箇所

学校教育課所管の以下の各小・中学校

- (1) 後山小学校
- (2) 藪神小学校
- (3) 三用小学校
- (4) 大和中学校
- (5) 浦佐小学校
- (6) 六日町小学校
- (7) 赤石小学校
- (8) 大崎小学校

### 2 監査の対象事項

- (1) 平成23年度予算（学校配当予算）執行状況について
- (2) 特色ある学校づくり推進補助事業実施状況について
- (3) 学校安全管理等実施状況について
- (4) Q-U調査結果と対応について

### 3 監査の基本方針

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正に行われているかを基本とし、経済性、効率性、有効性及び安全管理の観点にも留意して、監査を実施した。

### 4 監査の実施期間

平成24年1月13日から平成24年1月31日まで

## 5 監査の方法

監査の実施にあたっては、各学校から提出された資料及び提示のあった関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

## 6 監査結果

- (1) 財務に関する事務及び特色ある学校づくり推進事業補助金の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。
- (2) 学校運営及び施設管理は、概ね適切に実施されているものと認められた。
- (3) 監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で改善を要望した。